

四国電力株式会社伊方発電所第3号機の
原子炉等規制法に基づく設計及び工事の計画の認可申請の概要

1. 申請者及び申請年月日等

申請者：四国電力株式会社 取締役社長 社長執行役員 長井 啓介

申請年月日等：

令和4年5月30日（原子力発第22106号）

補正年月日等：

令和4年7月13日（原子力発第22196号）

令和4年9月7日（原子力発第22241号）

2. 発電用原子炉を設置する工場又は事業所の名称及び所在地

名称：伊方発電所

所在地：愛媛県西宇和郡伊方町

3. 発電用原子炉施設の出 force 及び周波数

出力： 2, 022, 000 kW

第1号機： 566, 000 kW

第2号機： 566, 000 kW

第3号機： 890, 000 kW（今回申請分）

周波数： 60 Hz

4. 申請範囲

原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）

7 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備

（6）主要弁

1 1 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の基本設計方針、適用基準及び適用規格

（1）基本設計方針

（2）適用基準及び適用規格

1 2 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）に係る工事の方法

5. 工事の種類・内容

種類：発電用原子炉の基数の増加の工事以外の変更の工事

内容：原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の改造であって、非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備に係るもの（主要弁の改造）

6. 申請理由

伊方発電所第3号機のA、Bループの低温側高圧注入ラインにおいて、製造過程で芯金を用いた曲げ加工を行うことで生じる硬化層を有する曲げ管を使用している部位があるため、予防保全の観点から、芯金を用いずに製作した硬化層が形成されない曲げ管又はエルボへ取替えを行うことに伴い、弁（3V-SI-075A, B）についても配管と一括して取替えを行う。